

たかはし 高橋よしさだ後援会だより



「残された任期を 仕上げの1年に」

後援会会長 延 寿

日頃より後援会の活動ならびに町議会議員「高橋よしさだ」の議員活動に対して、特段の御理解と御協力を賜り心より感謝と御礼を申し上げます。

平成28年に町議会議員に就任したとき「年に1回の会報を発行し、後援会活動と議員活動について会員・支援者の皆さんに評価していただく」事としました。この約束の会報発行も3年目となりました。

高橋さんは、昨年8月の臨時議会で所属する委員会が「総務文教常任委員会」に変わり、更に「議会広報特別委員会」の委員長、中標津町外2町葬斎組合議員と多忙な議員活動を精力的に行っております。

議会議員として最も重要な議員活動である、年4回の定例会における「一般質問」を、今回もノーカットの完全版で掲載いたしました。

中標津町議会の議場で町長とこのような議論をしていることを、直接議場へ傍聴に来られない会員・支援者の皆さんに読んでいただき、意見を頂きたいと思っております。

また、東中町内会の総務部長として事務局を担って10年が経ち、町内会活動の維持継続と加入率向上に努力をしているところです。

町内会に限らず「中標津消防団」「日本赤十字社」「社会福祉協議会」など新規入団・入会が激減し後継者対策と運営の継続が大きな問題になっております。

経済界も人手不足が社会問題となっており、少子高齢化と人口減少の影響は今後益々大きくなってきます。

今一度、初心に帰り選挙公約の「根室管内1市4町」から「釧根管内2市10町1村」への展開に、知床ナンバーで結束した「知床7町」も視野に入れた広域連携を強化していただき、中標津町が今以上に元気で住みよい町になるよう取組んでいただきたいと思います。

9月で任期も残すところあと1年です。残された任期を一期目の総仕上げとして、悔いの残らない議員活動をしていただきたいと思います。

一期目の議会活動でできなかったことも多々あると思っております。二期目の高橋さんの活躍に期待し、目を離さず、引き続き会員・支援者の皆様と活動していきたいと思っておりますので、変わらぬ御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。



「問題の本質を考へて 議員活動を」

中標津町議会議員 高橋 善貞

皆様からあたたかい御支援・御理解・御協力をいただき、早いもので議員就任から3年が経過しました。心から御礼申し上げます。

最近の地震災害や豪雨災害を見て「安心で安全なまちづくり」がいかに困難か改めて認識しています。

中標津町においてもハザードマップが作成され、緊急避難場所が指定されておりますが、先日の九州北部豪雨による洪水では数万人の避難勧告が出されていても、実際に避難する住民は数百人程度で、行政側と住民側の危険度の温度差が問題視されております。だからといって本町の「町内会の加入率低下問題」を災害時と併せてクローズアップするのではなく、出発点に帰り「近所づきあいの重要性」から今一度考えるべきではないか感じております。

最近「何かあったら誰が責任をとるんだ！」との声をよく聞きますが、管理責任と行政責任は別のものであり、このような状況下で行政の最前線にいる役場職員が萎縮せずに業務活動ができるように、議会議員として「何かある前に」行政に進言することが議員活動に求められるものと思っております。

昨年8月に議会広報特別委員会の委員長に就任以来4回編集した「議会だより」は委員会の皆様に助けられ、大きなミスも無く発行できました。今回も「議会だより」で要約掲載された、定例会「一般質問」を完全版で掲載していただきました。是非、会員・支援者の皆様には議会にきていただき、町の理事者側と議員間の論戦を傍聴していただければと思います。

あと1年の残された任期で何ができるか、町民の皆様の声聞いて政策に反映できるよう進めてまいります。「日本語学校の開設」「第7期総合計画の策定」「町立病院の経営問題」「少子高齢化・人口減問題」「人手不足」など対応しななければならぬ課題は山積しているのも事実です。

引き続き初心を忘れずに、公約の「経済活性化」「雇用の安定」「広域行政」「道路橋梁等ライフラインの維持更新」など、町民の皆様にはわかりやすい活動を目指してまいりますので、変わらぬ御支援をお願いいたします。

平成30年～平成31年～令和元年 活動報告（後援会活動・議員活動）

月	日	曜	活 動 内 容	備 考	月	日	曜	活 動 内 容	備 考
平成30年									
8	23	木	平成30年 後援会総会	TGH	1	16	水	議会広報特別委員会④	委員会室
	28	火	「高橋よしさだ」議会報告会	子供クリニック		18	金	中司てつお道議新年交礼会	寿宴
9	2	日	まこと町内会館落成式	まこと町内会館	2	22	火	後援会決算報告書提出	根室(道選管)
	3	月	議会28会(新人議員会)研修会	委員会室		25	金	西村ゆたか町長新年交礼会	TGH
	6	木	胆振東部地震発生	ブラックアウト	2	29	火	中小企業家同友会新年交礼会	寿宴
	7	金	特定検診(延期)	石田病院		10	日	なかしべつ冬祭り	しるべつと広場
	8	土	計根別神社例大祭(中止)	計根別			北方領土返還要求署名	文化会館	
	9	日	東中町内会防災炊出し訓練(延期)	東中児童公園	12	火	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室	
	10	月	○9月定例議会 開会	議事堂ほか	13	水	岩谷学園中標津町誘致講演会	なかまっぷ	
	14	金	○9月定例議会 閉会		16	土	伊東よしとか衆議院議員新年交礼会	TGH	
	19	水	特定検診	石田病院	18	月	総務文教常任委員会	委員会室他	
	20	木	議会広報特別委員会①	委員会室	21	木	総務文教常任委員会(千島連盟協議)	委員会室他	
21	金	議会広報特別委員会②	委員会室			中標津農業高校教育懇談会	農業高校		
24	月	建設業協会「高規格道路」視察	釧路町	22	金	MR I・MRA定期検査	脳神経外科		
27	木	議会広報特別委員会③	委員会室	24	日	中標津町福祉のつどい	文化会館		
10	1	月	私事旅行(札幌市)	10/3帰町	25	月	MR I・MRA定期検査結果	脳神経外科	
	5	金	議会広報特別委員会④	委員会室	26	火	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室	
	10	水	根室管内市町林業活性化議員研修会	根室市	28	木	各広域連合等議会(葬斎組合)	議事堂	
	13	土	根室管内町村議会議長会研修会	羅臼町	3	1	金	中標津農業高校卒業式	農業高校
	24	水	総務文教常任委員会	委員会室他		2	土	実父「故高橋貞治」一回忌	釧路市
1	木	中学生議会	議事堂他	4		月	○3月定例議会 開会	議事堂ほか	
		故中村和栄氏通夜	オオイハートフル	7		土	高規格道路釧路中標津道路別保インターチェンジ開通		
11	日	東中町内会防災炊出し訓練	東中児童公園	14		木	○3月定例議会 閉会		
11	11	日	東中町内会防災炊出し訓練	東中児童公園	16	土	中標津技能士会50周年記念式	寿宴	
	19	月	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室	19	火	議会広報特別委員会①	委員会室	
	22	木	中標津町表彰式	文化会館	20	水	議会広報特別委員会②	委員会室	
			中標津町「少年の主張」	計根別学園			私事旅行(札幌市)	3/22帰町	
	25	日	中標津町「防災セミナー」	なかまっぷ	21	木	次女結婚式	北海道神宮	
	26	月	総務文教常任委員会	委員会室他	27	水	議会広報特別委員会③	委員会室	
30	金	中標津農業高校実績発表会	文化会館	4	1	月	議会歓送迎会	TGH	
12	3	月	議会28会(新人議員会)意見交換会		委員会室			故立田鉄雄氏 通夜	ワタナベ
	6	木	63歳の誕生日		特に何も無し	2	火	故立田鉄雄氏 告別式	ワタナベ
	7	金	各広域連合等議会(葬斎組合)		議事堂	3	水	議会広報特別委員会④	委員会室
	10	月	○12月定例議会 開会		議事堂ほか	7	日	統一地方選挙(都道府県知事・議員)	
	14	金	○12月定例議会 閉会			9	火	中標津農業高校入学式	農業高校
	17	月	インフルエンザ予防接種		子供クリニック	20	土	平成31年度東中町内会総会	保養所温泉
	20	木	議会広報特別委員会①		委員会室	21	日	統一地方選挙(市区町村長・議員)	
	21	金	議会広報特別委員会②		委員会室	23	火	議会モニター会議	委員会室
	28	木	仕事納め			25	木	平成31年 第1回臨時議会	議事堂ほか
	平成31年								
1	6	日	新年交礼会	中標津・計根別会場	26	金	私事旅行(兵庫県)	4/28帰町	
	7	月	中標津町成人式	文化会館	27	土	兵庫県丹波篠山市音楽祭参加	丹波篠山市	
			仕事始め		令和元年				
	8	火	中標津消防団出初式	文化会館	1	水	新元号「令和」		
	9	水	議会広報特別委員会③	委員会室	5	10	金	中標津農業高校意見発表会	文化会館
15	火	中標津町議会「全員協議会」・新年会	委員会室・河亭	17	木	中標津町観光協会総会	TGH		

月	日	曜	活 動 内 容	備 考	月	日	曜	活 動 内 容	備 考	
5	19	日	中標津町「植樹祭」	旧開陽温泉	7	14	日	なかしべつ「開陽台330° マラソン」	委員会室	
	22	水	総務文教常任委員会	委員会室他		16	火	議会広報特別委員会④		委員会室
	27	月	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室		20	土	中標津神社例大祭		
6	10	月	中標津町議会「全員協議会」	委員会室	21	日	参議院議員選挙			
			議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室	22	月	議員懇談会(計根別地区)	交流センター		
	13	木	第1回 議会モニター会議	委員会室	28	日	議会報告会(中標津・計根別)	文化会館		
	17	月	○6月定例議会 開会	議事堂ほか	8	4	日	岩谷学園「日本語学校」住民説明会	文化会館	
	21	金	○6月定例議会 閉会			6	火	木材(地域材)利用フォーラム	文化会館	
	24	月	JC主催「高校生との意見交換会」	中標津高校		11	日	中標津夏まつり「パレード音頭おどり」	中央通り	
25	火	北海道議長会町村議員研修会	札幌市	15		木	中標津町殉公者追悼式	文化会館		
26	水	中標津町議会議員道内研修会	札幌市	20		火	議会広報特別委員会研修 (高橋・吉田・千葉・宗形・松村)	札幌市		
7	1	月	議会広報特別委員会①	委員会室		23	木	「高橋よしさだ」後援会役員会(総会)		
	2	火	議会広報特別委員会②	委員会室	25	日	中標津消防団総合訓練	武佐		
	5	火	各広域連合等議会(葬斎組合)	議事堂	26	月	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室		
	9	火	議会広報特別委員会③	委員会室	27	火	総務文教常任委員会	委員会室他		
	10	水	総務文教常任委員会(学校視察①)	委員会室他	9	2	月	議会28会(新人議員会)意見交換会	委員会室	
	11	木	総務文教常任委員会(学校視察②)	委員会室他		6	金	令和元年「高橋よしさだ」議会報告会	TGH	
12	金	中標津町議会「全員協議会」	委員会室							

平成30年9月 一般質問～完全版

「観光客への異常気象時の 情報提供について」

〈質 問〉

現在、中標津町は、中標津空港を道東知床観光の空の玄関口として、交流人口の増加を目指しております。空港を降り立った観光客や道東を周遊している人たちは、自家用車、レンタカーが大きな交通手段になっております。これから冬の観光地として、羅臼町のホエールウォッチング、標津町のサーモンパーク、別海町の野付湾のインスタ写真撮影、根室市のバードウォッチングなど近隣の市、町も、通年観光を目指しており、冬期間も、自家用車、レンタカーによる移動が多くなる傾向にあります。

もう5年前になりますが、平成25年3月に、暴風雪のため立ち往生した車の中で4人が一酸化炭素中毒で、また車からおりて1名は視界不良による凍死で5名の尊い命が奪われました。平成27年は、根室管内が観測史上最大の積雪量156センチを記録した年で、交通障害や事故が相次ぎました。ここ数年は積雪が少なく、暴風雪警報や注意報が発令された時

点で、テレビ・ラジオを中心に、車を運転する人たちへ盛んに注意喚起が行われることも、大きな事故が発生してない要因かと思えます。また、5年前の事故を教訓に、道路管理者である開発局、北海道は、根室管内1市4町と国道・道道・町道などの道路情報を共有して、暴風雪による事故や交通障害に対応する体制が構築されたのも大きな成果だと思えます。これらは私たちが経験し対策を講じてきたことや、異常気象時の交通情報、道路情報を知るすべも知らないのが観光客です。中標津町の公共交通機関は、航空路とバスしかありません。豪雪や豪雨による異常気象時に、道路管理者と公共交通機関、さらにレンタカー、ホテルなどの宿泊先で、観光客等と必要な情報を一元化して情報提供を可能にすることが重要と思えます。

中標津町は現在2万4,000人に満たない人口ですが、近年の昼間人口、いわゆる日中の人口は3万人に近いとも言われています。中標津町のフェイスブック、ツイッターなどSNSによる情報発信が主流になりつつありますが、現実的にはすべての観光客はスマホで情報を得る環境にはあるとは言えません。観光客を含め、中標津町を訪れている人たちに、道路情報、交通情報などを得るための簡単なマニュアル、少なくとも英語、中国語、韓国

語による表記を含めカードサイズで作成し、低気圧や台風の接近など、豪雪豪雨が予想される時点で、ホテルなどの宿泊先、さらに、公共交通機関、レンタカー業者などで配布できるような対策が私は必要と思いますが、町長はこのような問題をどのように考えますか。

〈町長答弁〉

平成29年度における根室管内観光客入り込み数は、前年度と比較して5万3,200人増の190万700人となり、宿泊者数は前年度わずかに下回ったものの、外国人宿泊者数は前年比114.8%の7,290人となりました。当町においては、入込客数こそ若干減少したものの、宿泊者数については、対前年比108.7%の4万8,900人となり、外国人宿泊者数についても、2,374人と前年度を上回る結果となりました。近年、根室管内における冬季観光は、野付半島の水平線ウォークや羅臼町の観光船によるバードウォッチングなどが急激に伸びてきており、通年型観光として期待を寄せる一方で、高橋議員、御指摘のとおり、冬道での運転が不慣れな観光客や仕事などで来町される方々に対する豪雪や豪雨による異常気象など、災害時における情報提供が課題であるというふうに考えております。

道内における観光客などに対する災害情報の情報提供ですが、公益財団法人北海道観光振興機構が北海道、防災基本条例の基本理念に基づき、宿泊施設や観光関連事業者に対し、北海道観光防災マニュアルや外国人観光客、災害時初動対応マニュアルを作成しており、災害関連情報につきましては、北海道総務部危機対策局が提供している北海道防災気象情報や北海道開発局が提供している国道・道道に関する通行止め等の道路交通情報など、それぞれの機関がインターネットを通じ情報提供されているところであり、一部では、多言語化がされ



関陽台観光客の写真

ているものもごさいますが、情報の一元化や多言語化が進んでいる状況とは言

えない状況にあります。

平成25年3月に本町で発生した暴風雪災害では、関係機関と災害情報の相互共有、住民等への迅速かつ正確な情報伝達、情報伝達手段の多重化が課題となりました。災害による被害の発生や拡大を防ぐためには、各機関の情報を一元的に集約し発信することが重要であることから、国や北海道が中心となって道路道の駅、空港ターミナルなどの主要箇所、情報の伝達媒体を整備するよう、平成26年度より国へ要望しているところであります。本町における災害情報は住民向けに、町のホームページやフェイスブック、ツイッター、中標津町緊急情報メール配信、コミュニティFM放送による防災情報の提供などを行っておりますが、今後は、観光客などの来訪者に対しましても、安全で迅速な対応ができるように、避難場標識の表示なども含めて情報提供が必要と考えるところでございます。

今回、高橋議員より御提案のありました観光客を含め中標津町を訪れる方々への道路交通情報などを得るための、多言語による簡単なマニュアルにつきましては、必要な対応と考えておりますので、今後、関係部局での対応、関係部局での協議を行い対応してまいりたいと考えております。いずれにしましても、外国人を含む観光客に対する災害情報等の提供などにつきましては、市町村が単独で行うものではなく、国や北海道などが主導し、広域的な対応としての情報の一元化などに取り組む必要があると考えており、国や道に対しましても、その旨、働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈再質問〉

この質問の通告日以降に台風21号で5,000人が関西空港に取り残された事故、それと、6日早朝に発生した胆振東部地震は、たくさんの方が亡くなられ、停電、断水の影響がまだまだ続いております。関西空港で行き場を失った観光客、北海道の全域が停電になったときの観光客にどのような対応がなされたのか、参考にするべきではないかと思っております。SNSは万能ではなく、中標津町においても断水予告のデマが拡散しました。通信障害も発生し

ました。担当大臣が停電は1週間続くと言った瞬間にコンビニのパン、カセットガスボンベ、携帯電話の予備バッテリーは売り切れしました。高齢者と同様に観光客は、情報弱者であるという認識を持って、空と緑の交流拠点を目指すべきではないかと私は思いますが、町長はどのように考えますか。



災害時の携帯電話充電の写真

〈町長答弁〉

つい1週間ほど前から大きな台風でありますとか、今回の地震、そして、それにかかわる停電等が発生いたしまして、非常に、いろんなことが起きた中でございますが、特に停電が起きたときに、なすべきことが、必要なことってというのは、新たに解ったことがたくさんありまして、それを一つ一つ積み重ねながら、危機管理に向かっていきたいというふうに思うところでありますし、また、情報伝達的手段につきましても、例えば停電が長く続くことによって、携帯電話、実際使えなくなるという現状があるというのも、初めて知ったようなところでございまして、その後は会社によって違った状況でありますとか、本当にいろんな状況が解りました。それらも参考にしましてですね、今後対応していきたいと思っております。

また、空港等に置いて取り残される状況、そして、それを結ぶ線が切断されてしまうなどという、非常に不幸な状況があって、多くの方が残されてですね、不安な状況を送ったというのも聞き込んでおりますので、そういったことも含めてですね、参考にしながら、今後対応してまいりたいと思っております。特に、弱者と言われる方が一体どういう対応、どのようなですね、不安を抱えて過ごしたのかというのもぜひ今後参考にしながらですね、マニュアルを作って対応していきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

平成30年12月 一般質問

「外国人労働者の就労支援について」

〈質 問〉

最初に申し上げますが、ここは中標津町議会ですから先週末まで国会で議論して法律改正の法案が成立した改正入管難民法について議論するつもりはありませんが、来年4月施行のこの法律改正により外国人労働者の需要が高まることを踏まえて、外国人労働者の現状と将来展望について中標津町の考え方を聞かせていただきたいと思います。

10月30日現在の本町の住民登録を見ると外国人登録は99人で、そのうち生産人口とされる15歳から65歳未満までの人口は、86人でほぼ9割を占めています。外国人を含まない本町の人口を23,416人に対し、この生産人口は1万4,257人で6割程度なので、中標津町に在住している外国人の生産人口比率が高いことがわかります。

また、厚生労働省北海道労働局が調査し今年1月に公表しました、平成29年10月末の道内公共職業安定所別の外国人就労者数を見ると、根室管内1市4町の外国人就労者は138事業所に629人の外国人労働者が就労しております。残念ながら所管する根室公共職業安定所では、調査の内容については、事業所が特定されることから一切公表できないとのことで、根室管内1市4町の各自治体別の外国人労働者数や、農業、漁業、建設業、福祉施設などの業種別内訳は一切わかりません。

このような中で、8月21日にJ A中標津を中心とした東北海道地域創生協議会が設立されました。外国人労働者派遣受け入れ団体を含めた5団体による連携協定が結ばれ、現在、参加企業を随時募集しております。国内の農業就労者数はここ30年で7割減少しており、深刻な後継者対策としても外国人労働者が必要とされております。特に基幹産業である酪農は作付けから収穫時期まで作業内容が変化する畑作、稲作とは違い、作業内容や労働力も安定して通年雇用が可能で、就労環境さえ整えば外国人労働者が酪農振興の大きな役割



を果たすと思われます。本町も建設業、商工業さらに福祉の現場において労働力不足は深刻

で、今年3月に国立社会保障人口問題研究所が公表した日本の地域別将来推計人口から中標津町の生産人口見ると、現在の1万4,257人から、2020年、平成32年ですが1万3,745人、512人の減少です。2030年、平成42年ですが、1万2,078人、さらに1,667人の人口減になります。2040年には、本町の生産人口は1万人を切るという衝撃的な推計結果が公表されております。労働者確保は農業だけでなく全ての業種が必要としている大きな問題であり、全国的な問題にもなっていることを考えると、この対策にもっと積極的に行政が関わるべきであり、平成19年10月に雇用対策法に基づき定められた外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針に適合した積極的な就労支援を行政は事業主とともに行うべきではないかと思えます。

また、雇用対策法では事業主の外国人雇用状況の提出義務を課しており、所管のハローワークに届け出ることを義務づけられています。根室公共職業安定所、ハローワーク根室は根室市と別海町が管轄であり、根室公共職業安定所中標津分室、いわゆるハローワーク中標津は中標津町と標津町と羅臼町の3町を管轄していることから、中標津・標津・羅臼町の3町と、ハローワーク中標津が連携し広域的に事業者団体とともに、外国人労働者に日本語教育、安全衛生教育、健康診断や指導などの就労支援を行う体制をつくる方法もあると私は思います。

関東関西の方のほとんどのコンビニでは、スタッフに外国人労働者が就労してる状況で、これから先も東京オリンピック、大阪万博が予定されており、寒冷地で公共交通は限られている北海道は外国人労働者の確保がますます困難な状況が予想されます。すべての業種が危機感を持っている深刻なこれらの現状と、対策としての外国人労働者の受け入れに対し

て、行政としてどのような姿勢で取り組むべきなのか。現時点で結構です。町長のお考えをお聞かせください。

〈町長答弁〉

高橋議員御質問の外国人労働者の就労支援につきまして御答弁を申し上げます。

未曾有の少子高齢化社会に突入し、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口の減少の加速により、日本国内のあらゆる産業分野において労働力不足が喫緊の課題というふうになっております。

本町の住民登録人口の現状や国立社会保障人口問題研究所が発表している本町の将来推計人口につきましては、議員の御質問にあったとおりでありまして、本町におきましても生産年齢人口の減少に強い危機感を抱いているところであります。

このような状況の中、本町の民間雇用情勢についてですが、昨年度実施した経済分析の結果におきましても人手不足を感じている事業所は、回答のあった事業所の約73%を占めておりまして、すべての産業において人手不足の実態が顕著にあらわれたところであります。産業別では特に建設業において87%の事業所が人手不足を感じており、人手不足に対する危機感が特に強い分野であると認識しております。このことは社会インフラの老朽化に伴う維持管理や近年多発する災害時の対応復旧といった公共的役割の強い担い手の不足といった観点からも、非常に憂慮すべき事態であるものと考えております。

先般国では農業や漁業建設業や介護など、国内において特に人手不足が著しい業種を対象に外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理及び難民認定法の改正について可決されたところでございます。

本町における外国人労働者の人数や事業所数の数値は、国においても公表されておりませんが、本年10月末現在で本町に在留する外国人99人のうち、専門的技術分野と技能実習をあわせた、いわゆる就労目的とした在留者は52人となっております。

議員の御質問にもありますとおり、既に中標津町農協が町内の民間会社とともに、道内道外の人材派遣会社と連携した外国人労働者

の確保に向けた協定を締結するなど、今後、改正法が施行されるとあらゆる産業において本町の外国人労働者も増加すると思われます。外国人労働者の増加は地域にとってどのような影響があるかわからない部分もありますが、雇用する事業所と雇用される外国人労働者にとって、円滑な就労と安定した生活が営まれるための受け入れ体制の必要性は感じているところであり、そういったインフラ整備が不足していると、結局は外国人労働者も住みやすい都会へ集中してしまうといった懸念もあると考えております。

いずれにいたしましても、この地で生活をともしする外国人労働者の就労と安定した生活が営まれるよう、職業安定所を初めとした関係機関及び雇用する事業所等と連携を図り、行政としての役割を果たしていきたいと考えております。

また、外国人労働者の受け入れとあわせて、新規学卒者を初めとした地元の若い世代が地元で働きたいと思えるような魅力ある企業産業づくりへの支援を施策の両輪として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈再質問〉

9月定例会で江口議員の「外国人宿泊者数の拡大に向けて」という質問を受けて、町長は、来日外国人誘致は地域経済を支える重要な施策の一つだと認識していると答弁されました。町長が認識している訪日外国人は富裕層の外国人観光客であり、就労目的とした外国人労働者は含まれていないのでしょうか。

また、第6期中標津町総合発展計画の基本構想基本計画実施計画と、まち・ひと・しごと総合戦略には残念ですが、外国人労働者について全く触れておりません。次期の第7期総合発展計画の大きな施策として立ち上げるべきかと思いますが、この辺の町長の考え方をお聞かせください。

〈町長答弁〉

北海道への急増する外国人旅行者をいかに呼び込み、消費単価の高い外国人旅行者に、この地域で飲食や買い物、宿泊などの消費をしてもらうかといった点で、訪日外国人の誘

致が今後の地域経済を支える重要な施策であると考えているところでございます。今後増加する外国人労働者は企業にとって貴重な戦力となることはもちろん、地域にとっては住民同様の消費者となり、また、地域住民との交流によって、他国への理解や国際交流といった側面も期待され、地域経済の活性化に寄与するものと思っております。

平成23年度にスタートいたしました現行の第6期総合発展計画、平成27年度に策定した、まち・ひと・しごと総合戦略の中では、外国人労働者の受け入れの拡大が、これほど大きな問題課題となると見込めなかったところでありまして、次期の第7期総合発展計画の中では、外国人労働者の受け入れと就労支援に向けた対策について検討したいと思っております。

〈再質問〉

中標津町自治基本条例の第2条に示されている町民の定義ですが、中標津町内で活動する人として町外の住民も団体も外国人も含めて町民としています。この解説書にも外国人も含めていると大きく書いてありますが、自治体規模は違いますが中標津町の友好都市である川崎市は、外国人を市民として外国人労働者の就労環境の改善にいち早く取り組んだ実績のある自治体です。川崎市の国際交流センター相談員など、外国人労働者をサポートする政策担当者と連携して情報交換を行い、職員同士も勉強していく方法も必要かなと思います。外国人労働者に対する雇用と就労環境の整備については、町民の理解と協力がなければ進みません。今後、行政が中心となって取り組んでいく考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

〈町長答弁〉

友好都市の川崎市などの例というのは、将来的には先駆的な例として非常に役立つものではないかと考えるところでございます。町内に外国人労働者が増えた場合、日常生活における言葉の問題を始めまして地域で暮らす上でさまざまな問題が想定されるところであります。これらの課題解決には、議員の御指摘にありましたとおり、外国人労働者に対する

町民の理解と協力が必要であるとともに、行政としても外国人労働者が安定した就労と生活が営まれるよう関係機関と連携しながら、必要なサポート体制については検討してまいりたいと考えているところであります。

いずれにしても、本来、行政として確保すべき雇用は、地域内の若い人材でありまして、現実的に企業が望んでいるのは、単なる労働力の確保だけではなく、将来の経営を担うことができる人材の確保でもあります。そこを埋められない部分に外国人労働者で雇用を支えようとするものでありまして、前段に答弁申し上げましたとおり新規学卒者を初めとした地元の人材やUターンIターンなどを含めた若い人材が、この地で働きたいと思えるような政策を両輪で進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

平成31年3月 一般質問～完全版

「林業大学校の 地域実践学習について」

〈質 問〉

平成29年の12月定例会において質問をさせていただいた北海道林業大学校の誘致運動については、残念ながら昨年7月に旭川市の道立林産試験場内に拠点施設を設置することで決定いたしました。昨日の一般行政報告において、12月31日をもって誘致期成会は解散したとの報告もありました。昨年11月付で、仮称北海道立林業大学校基本計画が策定され、新校舎の建設位置の詳細、開校までのスケジュール、運営体制などが明らかにされております。

また、今年に入って、学校名も一般公募で北海道立北の森づくり専門学院と決定し、平成32年4月開校に向けて本格的にスタートをしたところです。誘致に失敗したという感情があるのかは分かりませんが、旭川市に決まってから林業大学校の話題は一切なくなって、昨年12月に配布された第6期中標津町総合発展計画の実施計画にも、今後の道立林業大学に関連する予定はありませんでした。先日いただいた平成31年度主要施策や一般会

計予算書を見ても何もそれらしい記載がなく、釧路管内の市町村も巻き込んだ誘致運動は一体何だったのかなというのと、今後の林業活性化につなげる方策を考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

昨年の11月の基本計画を見ると、釧路根室地区において、1年次、学校の1年生ですね、2年次に地域見学、それと短期長期のインターンシップ、それと地域実践学習などの研修を地域と取り組むことになっております。平成32年度開校とはいえ、地元の受け入れ体制を北海道とともに、国有林、町有林、さらに民有林も含めて、自治体と林業関係の企業団体に協議していく必要があるんじゃないかなというふうにも思います。林業大学校誘致を必要とした危機的な林産業、それと後継者不足により荒廃する森林など、環境は今後も変わらないことを今一度認識すべきではないでしょうか。

平成29年12月定例会で質問したとおり、北海道は全国1位の554万ヘクタールの森林を有しております。林業大学校は複数校必要なことは明らかで、将来的に道南、道北、道東が再び誘致合戦を行う前に、先行して旭川市に新設する道立林業大学校、北海道立北の森づくり専門学院と協力体制を構築し、地域実践学習で受け入れする学生や教職員、それと地域がコミュニケーションを強化することが重要だと思います。

昨年までの学校誘致から地域実践学習に方向転換して、将来的に中標津町の林業を自治体と林業関係の企業団体に支えていくために、平成31年度以降において、道立林業大学校と連携を強化して、地域実践学習の誘致活動を図っていくべきではないかと思いますが、町長はどのように考えますか。

〈町長答弁〉

まず、はじめに道立林業大学校の拠点となる本校を中標津町に誘致すべく設立した道立林業大学校根室管内誘致期成会につきましては、北海道が昨年11月に策定した仮称北海道立林業大学校基本計画にて、本校舎が旭川市の地方独立行政法人北海道立総合研究機構林産試験場に隣接して設置されることが正式に決定したことを踏まえて、全構成団体から意

見を聴取した後、全会一致により昨年11月31日をもって期成会を解散し、今月の広報紙にて町民の皆様にも御報告させていただいたところでございます。



当初は根室管内1市4町の自治体と林業関係団体等で設立した期成会でしたが、最終的には釧路管内の全ての自治体も加わっていただき、議員各位を初め多くの皆様の御支援と御協力をいただきながら取り組んでまいりましたことに、大変感謝しております。

しかし、残念ながら誘致は実現いたしませんでした。根室釧路管内においてこれまでにないネットワークが構築されたことについては、誘致期成会を通じた成果であると捉え、今後も大切にしながら連携を図ってまいりたいと考えております。

御承知のとおり北海道立林業大学校基本計画では、当町を含む釧路根室管内を全道7つの地域に分けた実践実習拠点の一つとして位置づけられております。今後、当地域でも受け入れ体制の整備を進めていくものでありますが、北海道では林業の担い手を確保するため、平成28年度に道内5地域でモデル的な地域協議会を設置いたしました。その取組は全道に波及し、現在、全道13地域で協議会等が設置されております。根室地域においても不足する林業の担い手確保育成に向けた取り組みの推進として、林業大学校の実践実習拠点としての運営体制の検討を目的として、根室振興局を事務局とした管内の森林組合林業事業体、根釧東部森林管理署、1市4町による根室地域林業担い手確保推進協議会が、去る2月19日に設立されました。今後は、既に地域協議会が設立されている釧路管内とともに、根室釧路地域の特徴の一つである平たんな土地を生かした高性能林業機械実習、格子状防風林や海岸林など住民の暮らしや産業を守る森林の保全と整備などを目的に短期長期のインターンシップ、地域実践実習、地元の受け入れ体制の協議を、この協議会が主体となって行っていくことで協議を進めております。

また、当町においても、国において新たに創設される予定の森林環境譲与税の活用想定した施策立案に向けて、民間事業者への調査を進めており、今後、根室釧路管内におけるネットワークと実習フィールドを最大限活用した受け入れ態勢を積極的に構築していかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈再質問〉

ただいまの御答弁にありました、根室地域林業担い手確保推進協議会について、設立の動きを知らずに私は質問いたしました。本来ならこの協議会設立を知った段階で質問を取り止めるべきかもしれません。私が注目していたのは、基本計画を見ると、今答弁にありました全道7か所の実践学習拠点の一つに、当町を含む釧路根室管内が位置づけされているということです。平成32年からの実践学習拠点としての研修受け入れ先を、今度は釧路根室管内の市町村で誘致合戦が始まるのではないかと危惧しておりました。確認いたしますが今後の研修先については、釧路総合振興局と根室振興局が運営するその協議会が林業大学校と調整を図り、研修地を決定していくという理解でよろしいでしょうか。

〈町長答弁〉

研修生の受け入れなど林業大学校の調整につきましてはとの御質問でございますが、北海道の基本構想では、インターンシップ先の調整や学生の受け入れ支援など、地域との連携協力体制につきましては、林業大学校と各地域の協議会が連携協定を締結し取り組んでいくというふうにされておりますので、根釧地域におきましても議員御質問のとおり、今後、両管内の協議会と林業大学校が連携協定を締結し、調整を図りながら進められていくものと考えております。



令和元年6月 一般質問

「家庭菜園の再構築について」

〈質問〉

昭和50年度に開設した中標津町家庭菜園は今年で44年目を迎えました。目的を町民が自然と触れ合い収穫の喜びを知り、余暇を楽しむことにより健康でゆとりのある明るい地域社会づくりを推進すると、設置条例に明記されておりますが、開設から30年間の無料期間は、面積1.41ヘクタール、164区画、ほぼ100%使用されておりましたが、平成17年度の有料化、1区画2,000円ですが、有料化から利用者が減少し、平成28年度から昨年度までの3年間は全区画の50%程度しか利用されておられません。本年度から150区画に規模を縮小しておりますが、全体的に未利用区画が目につく状況にあります。

なぜ利用者が半減してしまったのか。過去に利用していた方、現在利用している方にお聞きしたところ、区画通路が自家用車のない44年前と同じ幅で狭くて、自分の借りた菜園に車を横づけできないこと。貸付期間が1年間で、みつば、アスパラ、イチゴ、ネギなどの宿根野菜が栽培できないこと。トイレがFRPの仮設トイレで、夏場は高温になり不衛生なこと。高齢者に1区画、72平方メートルの菜園は広過ぎて維持できないこと。特に近年、エゾシカの食害が酷くて害獣用のネットを設置しなければならないことなどが大きな理由だと思えます。

繰り返しになりますが、町民が自然と触れ合い収穫の喜びを知り、余暇を楽しむことにより健康でゆとりのある明るい地域社会づくりを推進する、この当初の目的は、現在少子化と高齢化社会を迎えた本町にとって非常に重要な要素であり、住民同士が世代を超えて共通の目的を持って交流できる施設の一つではないかと思えます。最低限、清潔なトイレ、給水場、休憩場、外周柵の整備を行い、もっと積極的に家庭菜園を農業体験と地域住民の交流場として活用すべきではないかと私は考えます。

町長に御質問いたします。町長はこの家庭

菜園を今後もこのままの状態でも運営していくつもりでしょうか。今すぐに施設の改修は困難でも、国土交通省や農林水産省の補助事業、交付金事業を活用した整備は可能と思います。第7期総合計画の大きな課題として44年経過した家庭菜園を将来に向けて再構築を図り、新たな発想で運営していく考えはありませんか。



〈町長答弁〉

本町の家庭菜園は、東中地区、東20条北4丁目に位置しまして、これまでの利用状況につきましては、高橋議員のお話しとおりでございます。例年、広報紙に募集記事の掲載と町内会に回覧をお願いし周知しておりますが、本年度につきましては150区画を整備したうち、5月末現在では全体の58.7%となる88区画の申し込みとなっております。ここ数年は横ばいの状態となっており、約4割が未利用区画となっております。

本町は全道的に見ても若い町ではありませんが、少子高齢化や核家族の進行は確実に進んでおりまして、地域や家庭を取り巻く生活環境が大きく変化する中、社会状況や生活様式の変化により、地域の結びつきが薄れてきていると感じております。そのような中で、家庭菜園が世代を超えて住民が交流できる場所となり、高齢者の生きがいづくりなどに活用されることは大変意義のあることと考えております。

今後、家庭菜園につきましては、利用状況や利用者の要望等をお聞きしながら、可能なものは改善し、継続して利用していただきたいと考えております。

また、議員、御提案の補助事業、交付金事業を活用した施設整備につきましては、御質問の中にもありました半減した理由の対応も含めて、利用しやすい家庭菜園となるよう、今後の利用状況等を勘案し適切な時期に研究を重ねてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〈再質問〉

大変率直にとっても簡潔で、しかも明快な御答弁をいただきありがとうございます。今回、私が質問いたしました再構築について、町長の考え方をお聞きいたします。

45年前と現在では、家庭菜園の目的や効果が変わってきていると私は思います。家庭菜園を農業の体験、収穫の達成感などに視点を置くのなら、経済部が中標津農協と協力して展開できますし、住民の憩いの場としての要素が大きいのなら、都市公園として建設水道部が都市施設管理センターと運営していく手法もあると思います。

今後も主たる目的を健康増進とするのなら、町民生活部でも良いのですが、この機会に経済部と建設水道部、町民生活部の3部が、家庭菜園の将来展望を含めて十分協議を行うことが必要だと私は思います。

予算編成方針でスクラップアンドビルドと声高らかに言いますが、スクラップするお金もなく、ビルドするお金もない。しまいには維持管理するお金もないとしたら、事業を

再度見直して再構築を図ることが重要と私は思いますが、町長の考えを再度お聞かせください。

〈町長答弁〉

家庭菜園の状況につきましては、先ほどもお話しされましたとおりです。その件につきましては、利用もしていないということで、数年前に認識しておりますし、当然整備するお金、それから入ってくるお金のバランスもよくないというのも現状でございます。

この件につきまして、担当の方には、そういった改善策を得るようという話はしております。今、高橋議員から提案ございました、農協やら経済部やら、色んなその発展的な考え方もですね、そういうのも含めて考えられる部分につきましては、取り入れていきたいと考えておりますし、面積的な部分とそれから改善内容ですね、につきまして、効果のあるようなものをですね、構築していければというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。



H30.10.10 管内林活研修会(根室市)



H30.10.13 管内議長
会議員研修会(羅臼)



H30.9.14
新議会広報委員会



R1.4.27 丹波篠山音楽祭出場

活動アルバム



R1.5.19 植樹祭



H30.11.26
総務文教常任委員会(テニスコート)



R1.5.22
総務文教常任委員会(防災倉庫視察)



H31.2.10
北方領土署名(総務文教常任委員会)



R1.6.25~27 道内研修



R1.7.10~11
総務文教常任委員会(学校訪問)



R1.6.24 高校生との意見交換会

高橋よしさだ後援会役員名簿

役職名	氏名
会長	延 寿
副会長 (3名)	栗山 智之
	日下 雪夫
	馬場 芳子
幹事 (8名)	馬場 亀一
	佐藤 祐二
	殿守 雅彦
	石崎 則幸
	和田 勝美
	平林 常夫
	河股 清太
安藤 吉一	
会計責任者	村上 俊幸
監事	笠井 雅治



後援会活動計画

- 1 新規後援会員の入会促進
- 2 後援会への寄付金募集
- 3、議会報告会、講演会、交流・親睦会の開催
- 4 定例議会本会議(一般質問)の傍聴
- 5 「後援会だより」の発行

高橋よしさだ後援会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「高橋よしさだ後援会」と称し、事務局を標津郡中標津町東12条北7丁目1番地8に置きます。

(目的)

第2条 本会は、高橋よしさだ氏の政治活動を後援し、会員とともに根室管内四町の中心都市「空と緑の交流拠点」中標津町の発展を目指し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- 1 講演会・座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した中標津町民をもって会員とします。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおきます。

会長	1名	会計責任者	1名
副会長	3名	監事	1名
幹事	若干名		

(役員を選出及び任期)

第6条 1 役員は総会において選出します。
2 任期は1年とします。ただし、再任を妨げません。

(会議)

第7条 1 会長は、毎年1回の通常総会と必要に応じ臨時総会を招集します。
2 会長は、必要に応じて役員会を招集します。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充当します。

(会計年度及び会計監査)

第9条 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとします。
2 会計責任者は、本会の経理について年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告します。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定します。

(補則)

第11条 本条に定めのない事項については、役員会で決定します。

附則

本規約は、平成28年5月10日より施行します。

中標津町議会議員

高橋よしさだ 後援会事務所

〒086-1052 中標津町東12条北7丁目1番地8

TEL(0153)72-9101(FAX兼用) 携帯電話 090-3778-5255(高橋)

Eメール musadake@kss.biglobe.ne.jp

